

宇都宮共和大学に対する大学評価（認証評価）結果

I 判定

2018（平成30）年度大学評価の結果、宇都宮共和大学は本協会の大学基準に適合していると認定する。

認定の期間は、2019（平成31）年4月1日から2026（平成38）年3月31日までとする。

II 総評

宇都宮共和大学は、建学の精神として「全人教育（人間形成の教育）」を掲げ、これを「学生一人ひとりの持って生まれた優れた個性・能力・特質に応じて最大限に伸ばしていく人間教育」と換言し、「時代の潮流と社会の要請を見極め、常に知識と能力を向上させるとともに大学を地域社会における知的交流の場とし、さらに経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成する」ことを目的としている。これに基づき、経済学を基盤に都市の多様な側面に対応する幅広い知識を習得するためのシティライフ学部、幼児教育学や保育学を中心に子どもの生活や子育て支援を研究する子ども生活学部の2つの学部を設け、実践的な教育を展開している。2017（平成29）年には2022（平成34）年度までの「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画」を定め、教育の質保証を最重要項目として、学生支援や教育環境の整備等に取り組んでいる。

中期目標及び中期計画で掲げた教育の質保証の実施にあたり、教育課程・教育内容の改善が必要であるとし、カリキュラムツリー（履修系統図）やカリキュラムマップの作成により教育課程の体系性・一貫性を確保したうえで、学外実習やアクティブラーニングを採り入れた教育を実施することとしている。また、社会連携・社会貢献を大学の使命として掲げるとともに、学生の主体性を促進する学びの実践に際して、地域社会との連携を重視することを中期目標及び中期計画で示している。さらに、2017（平成29）年に「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」を策定し、この方針に基づきゼミ活動や演習科目と連携して各学部の専門性を生かした社会貢献活動に取り組み、地域の問題解決や活性化につながっていることは高く評価できる。

一方で、学生の受け入れについては、2017（平成29）年度まで、両学部ともに入学定員の確保に至っておらず、さらに、これによって大学部門の財政状況に影響が生じており、適切な定員管理を行うとともに、中・長期の財政計画を策定し、大学としての財政基盤の確立に向けて取り組むことが必要である。法人としての財務基盤は十分

に確立されており、自己点検・評価の結果に基づく定員削減や積極的な広報活動を展開した結果、2018（平成 30）年度においては、シティライフ学部で入学定員を満たすなど、近年は改善傾向にあることから、2019（平成 31）年 1 月に設置を予定している「全学アドミッションオフィス」を効果的に活用するなどし、引き続き改善に努力されたい。

また、上記のように教育の質保証を最重要項目として取り組んでいるものの、それを推進するための内部質保証システムの整備・機能には課題が見受けられる。2017（平成 29）年度に内部質保証の推進を担う組織として新たに設けた「内部質保証会議」は自己点検・評価の実施についての適切性を検証することが主たる活動内容となっており、自己点検・評価の結果に基づく改善を検討し、各部局等へ適切な支援を行うよう、内部質保証システムの見直しが必要である。さらに、大学の諸活動を支える大学運営に関して、多岐にわたる規程において実態との齟齬が生じているため、事務組織又は各種規程の見直しが急務である。

今後は学長のリーダーシップを発揮し、大学全体のガバナンスを行い、組織運営のあり方を検証して効率的な大学運営を展開することが望まれる。また、地域社会から必要とされ、学生の目線に立った教育を展開するためにも、改めて自己点検・評価の徹底及びその結果に基づく改善・向上を推進する内部質保証システムを確立し、教育の改善・向上及び学生の学習成果の向上につなげるよう効果的に機能させることを強く期待する。

Ⅲ 概評及び提言

1 理念・目的

<概評>

大学の目的及び学部の目的を定め、ホームページ上に公開するとともに各学部の学生便覧にも明記し、学内外へ公表している。また、2022（平成 34）年度までの「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画」を策定し、大学の理念・目的及び将来像の実現へ向けた大学全体としての取組み方針を示している。

① 大学の理念・目的を適切に設定しているか。また、それを踏まえ、学部・研究科の目的を適切に設定しているか。

建学の精神である「全人教育（人間形成の教育）」に基づき、大学の教育理念として「人間尊重の精神と豊かな人間性とを啓培し、民主社会における真にのぞましい人間を育成する」「円満な教養と高い徳性とを培い、個々の特性の伸張につとめ、心身ともに健康な人物を育成する」「自主自立の気風を高め、忍耐力と実践究明の態度を涵養し、勤労と責任を尊ぶ人材を育成する」の 3 項目を掲げている。

また、「経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成する」という大学の目的を踏まえ、各学部の目的として、シティライフ学部では「豊かな都市生活の実現に貢献する専門家」を、子ども生活学部では「子どもの生活と保育・教育の専門家」を養成することを定めており、地域社会との関わりを重視する点で一貫している。

なお、「全人教育（人間形成の教育）」の説明文が、公開されている媒体によって細かなところで異なっているので、統一を図ることが期待される。

② 大学の理念・目的及び学部・研究科の目的を学則又はこれに準ずる規則等に適切に明示し、教職員及び学生に周知し、社会に対して公表しているか。

大学の目的を学則に、各学部の目的を「宇都宮共和大学の目的に関する内規」に示している。これらについては、ホームページ上の「情報公開」で公表しているほか、「学部学生便覧」によって学生に明示している。なお、学部の目的を、入学案内にも記し、受験希望者への周知を図っている。

また、新入生については、合宿交流研修における学長講話を通じて建学の精神及び学部の目的等について説明を受けており、子ども生活学部においては、実習前の2年次の「立誠式」において、学長から学部の目的に関する講話を行っていることから、学生への周知が十分に図られているといえる。さらに、すべての専任教員に対しては、年度当初の教授会において、理事長からの建学の精神等に関する講話の機会を設けている。

以上のことから、大学の理念・目的及び学部の目的の規則等への明示、教職員及び学生への周知、社会への公表についての取組みは適切である。

③ 大学の理念・目的、各学部・研究科における目的等を実現していくため、大学として将来を見据えた中・長期の計画その他の諸施策を設定しているか。

2022（平成34）年度までの「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画」を、「教育の質保証、学生の支援、入学者の確保、教育研究の環境整備、地域社会との連携・社会貢献、大学運営・財務に関する目標と計画」の6点について定めている。この目標及び計画では、教育の質保証を最重要項目とし、「学位授与方針に示す力を身に着けるに相応しい教育課程となっているか常に見直しを行うとともに、教育課程、教育方法、教育成果・学習成果を客観的に評価する活動に積極的に取り組む」ことなどを掲げ、ホームページ上で公開している。

2 内部質保証

<概評>

「宇都宮共和大学内部質保証のための全学的な方針及び手続き」を策定している。

また、「宇都宮共和大学内部質保証会議規程」も整備されており、学内に明示されている。そのうえで、内部質保証システムは、2016（平成 28）年度に見直しを図り、2017（平成 29）年度に「内部質保証会議」を設置したものの、内部質保証システムが全学的な一貫したプロセスとして機能するには至っていないため改善が望まれる。今後は、内部質保証システムの適切性について点検・評価を行い、その結果に基づく改善・向上を図り、内部質保証システムを有効に機能させることを期待する。

① 内部質保証のための全学的な方針及び手続を明示しているか。

大学全体として恒常的、継続的に教育の質の保証及び向上に取り組むため、「宇都宮共和大学内部質保証のための全学的な方針及び手続」を策定しており、全学的な方針と手続を「大学の理念、目的、中長期計画、各種方針等に照らしながら、毎年度、学部別に自己点検・評価を行うとともに、それらを踏まえた全学的自己点検・評価も行う。また、毎年度、全学的観点から内部質保証について検証する」などと示している。さらに、同方針の中では内部質保証の客観性及び妥当性を担保するため、認証評価機関による認証評価のほか、外部の有識者、卒業生等の意見を採り入れた評価を受け、これらの評価結果や指摘事項に対し、全学的に対応を検討し、迅速かつ適切に対処することを示している。なお、当該方針はホームページで広く社会に周知を図っている。

② 内部質保証の推進に責任を負う全学的な体制を整備しているか。

2016（平成 28）年度に、全学的な内部質保証体制の見直しを図り、新たに学長、学部長、事務局長、須賀学園監事、須賀学園事務長、自己点検・評価推進部会長で構成される「内部質保証会議」を 2017（平成 29）年に設置した。しかしながら、同会議の機能は、学部ごとの「自己点検・評価推進部会」を経て全学的な組織である「自己点検・評価委員会」で実施した自己点検・評価を、手順や方針に従って適正に実施されているか検証することが主たる活動内容となっている。このことから、自己点検・評価の結果を踏まえて内部質保証推進組織のもとで改善・向上につなげる体制が十分に整備されているとはいえず、改善が求められる。

③ 方針及び手続に基づき、内部質保証システムは有効に機能しているか。

3つの方針は、2016（平成 28）年度に「自己点検・評価委員会」の議論を踏まえ、2学部の「自己点検・評価推進部会」で検討のうえ、2017（平成 29）年の教授会で改定している。これらの方針の内容は、学園の建学の精神である「全人教育（人間形成の教育）」及び経済、教育、文化の振興と社会の向上に貢献できる人材を育成することを定めた教育目的と整合しており、今後も「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」で必要に応じて見直しを行うとしているため、そ

の成果が期待される。

自己点検・評価については、「自己点検・評価推進部会」及び「自己点検・評価委員会」の取組みに加え、各委員会において大学独自のフォーマットである「PDCA報告」を用いて行っているが、その結果に基づく改善・向上については各委員会から「教学会議」を経て必要に応じて「大学協議会」で調整を行い、各学部の教授会を通じて行われており、内部質保証の取組みが全学的な責任主体のもと一貫したプロセスとして機能しているとはいえ、改善が求められる。

なお、行政機関、認証評価機関等からの指摘事項については、教授会及び「内部質保証会議」等の議を経て対応していくことにしている。今後は、適切な内部質保証システムを整備し有効に機能させることで、中期目標や中期計画の達成状況の評価とその結果に基づく改善を推進することが期待される。

④ 教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。

ホームページ上の「情報公開」に「教育研究上の基礎的な情報、修学上の情報等、社会的な活動等、財務の概要、情報公開規程、自己点検・評価および認証評価」が公表されている。これらの情報は、「教学会議」又は教授会の確認を経て公表しており適切である。なお、教職課程に関する情報についても、適切に公表されている。

⑤ 内部質保証システムの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

自己点検・評価については、方針や手順に基づく実施状況について、「内部質保証会議」において点検・評価しているが、今後は、内部質保証システム全体の適切性についても定期的に点検・評価を行い、その結果をもとに有効な内部質保証体制となるよう、改善・向上に取り組むことが期待される。

<提言>

改善課題

- 1) 内部質保証推進組織として新たに設置した「内部質保証会議」は、「自己点検・評価委員会」における自己点検・評価について、方針や手順に基づき実施されているかを検証することが主たる活動内容となっている。一方で、各委員会の把握した課題については「教学会議」を経て、両学部の調整機関として位置づけられている「大学協議会」において必要に応じて調整を行い、各学部の教授会を経て改善・向上の取組み実行することとなっており、内部質保証の取組みが全学的な責任主体のもと一貫したプロセスとして機能する体制が十分に整備

されているとはいえないため改善が求められる。

3 教育研究組織

<概評>

大学の理念・目的に照らし、2つの学部に加え、3つのセンターを配置している。前回の本協会による大学評価の指摘を受け、2014（平成 26）年度より、センター間の連絡調整や学外組織との連携といった改善が試みられている。今後は、内部質保証体制を適切に整備し、教育研究組織の適切性に関する自己点検・評価を定期的実施するとともに、その結果に基づき内部質保証推進組織のもとで不断の改善・向上に努めることが望まれる。

① 大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況は適切であるか。

地域社会の発展に貢献し、豊かな社会生活の実現を目的とする地域に開かれた大学として、シティライフ学部及び子ども生活学部を設置している。さらに、「都市経済研究センター」「子育て支援研究センター」及び「国際交流センター」を設置しており、これらの教育研究組織は大学の理念・目的の主旨と合致している。なお、前回の本協会による大学評価の指摘を受け、2014（平成 26）年度より、センター間の連絡調整や学外組織との連携に向けた取組みを始めている。

② 教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取組みを行っているか。

各センターの活動については、それぞれのセンターが定期的に「PDCA報告」により点検・評価を行い、「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」で検証を行っている。学部・学科の構成については、中期計画において現状を維持することを定めているが、今後は内部質保証体制を適切に整備し、適切性を定期的に点検・評価するとともにその結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで不断の改善・向上に取り組むことが望まれる。

4 教育課程・学習成果

<概評>

シティライフ学部、子ども生活学部ともに、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）及び教育課程の編成・実施方針（カリキュラム・ポリシー）を設定している。そのうえで、各学部とも、体系性・順次性に配慮しながら教育課程を編成している。また、シティライフ学部では「まちなかゼミ形式」、シラバスへの成績評価基準の明記への試み、子ども生活学部ではアクティブラーニングの導入など、それぞれの特徴を生かした有意義な試みがなされている。ただし、それらの取組みは全学的に共

有されておらず、「内部質保証会議」はその推進を支援しているとはいいたい。なお、教育課程及びその内容、方法の適切性についての点検・評価については実施しているものの、今後は内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

① 授与する学位ごとに、学位授与方針を定め、公表しているか。

学部ごとに学位授与方針を定めており、いずれも専門分野に応じた修了までに身に着けるべき学習成果を適切に明示している。例えば、シティライフ学部では「多様な人間とコミュニケーションをとりうる能力と社会人として活躍するために必要な基礎的・普遍的な知識」や「都市生活の現状に対応できる学際的・実践的な知識を有し、都市に生起する諸課題を分析・比較検討し、対応策を考えることができる能力」などの4つの能力を身に着けた学生に学位を授与することを定めている。

両学部の学位授与方針は、ホームページに掲載し、公表している。

② 授与する学位ごとに、教育課程の編成・実施方針を定め、公表しているか。

学部ごとに教育課程の編成・実施方針を定めており、各学部の教育目標を実現するための方針としている。例えば、シティライフ学部では、「幅広い教養とコミュニケーション能力向上のための機会を充実させる」や「都市生活の現状に対応できる学際的・実践的な専門的知識を修得させる」といった学位授与方針に対応した4項目を示したうえで「教養科目として、教養科目群を設定し、選択必修科目として位置づけ、自然、社会、人文、人間、教育の5分野を用意」すること、「基本科目は、経済学に関する基本的な科目、シティライフ学全般に関する科目及び専門科目の導入的な科目で構成」することなど教育課程の編成及び教育方法の考え方を明示している。

両学部の教育課程の編成・実施方針は、ホームページに掲載し、公表している。なお、2017（平成 29）年度までホームページに掲載していた方針では、学位授与方針に対応した4項目のみ掲載していたが、「教学会議」での検討を経て、2018（平成 30）年度からは両学部の学生便覧に掲載していた教育課程の編成及び教育方法の考え方を明記することとし、適切な公表に向けた改善を行っている。

③ 教育課程の編成・実施方針に基づき、各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

両学部とも、学位授与方針と各科目の関係を示したカリキュラムマップを用いて、カリキュラムの体系性を担保している。この他、科目ごとにナンバリングを

実施するとともに、科目の分野と修得年次を示したカリキュラムツリーを用いてカリキュラムの順次性を確保するよう図っている。

具体的な教育課程の編成として、シティライフ学部では効果的な学習が可能になるよう1・2年次には教養科目・基礎科目を配置し、3・4年次は専門科目・卒業研究を配置するなど、学年ごとの科目配置が計画的に行われている。子ども生活学部では基礎教育科目を主に1～3年次に、多分野にわたる専門教育科目を1～4年次を通じて、実習、卒業研究等の科目を2～4年次に配置するなど学習の順次性に配慮し適切に科目を配置している。

なお、カリキュラムマップについては、シティライフ学部ではシラバスに掲載することで周知が図られているものの、子ども生活学部では学生に向けてより一層周知することが望まれる。

④ 学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための様々な措置を講じているか。

両学部ともにそれぞれの学問分野の特性を生かしながら、学生の学習を活性化し、効果的に教育を行うための授業形態が工夫されている。シティライフ学部では講義が多いものの、演習において、学外での実習も行う「まちなかゼミ形式」を取り入れるなどの工夫がみられる。子ども生活学部では、講義と演習・実習・実技科目がほぼ同数であり、講義科目にアクティブラーニングを採り入れている事例もある。

シラバスを両学部ともに作成しており、ホームページからの閲覧が可能である。シラバスの妥当性は、校正時に各学部の「教務委員会」が点検を実施し、授業内容とシラバスの整合性は「授業改善のためのアンケート」「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」をまとめ、「自己点検評価推進部会」が教授会に提出し、検証しており、適切である。

履修指導については学期当初に学年別のオリエンテーション・ガイダンスを実施しておりその内容については、シティライフ学部では「履修の手引き」に、子ども生活学部では「新学期教務ガイダンス資料」に掲載し学生に説明しているものの、記載内容等については両学部で検討し、共通する事項について共有したうえで書式等を統一するなど、効率的に取り組むことが期待される。

単位の実質化については、両学部とも1年間に履修登録できる単位数の上限を設定している。なお、シティライフ学部においては、履修登録できる単位数の上限の対象から「教職に関する専門科目の単位は除く」としているが、教職課程を履修する学生に対して、授業時間外の学習時間を確保できるよう履修指導を行っており、これによって上限設定を大幅に超える履修登録単位数となっている学生はいないことから、単位の実質化が図られている。

⑤ 成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っているか。

両学部とも、大学の定めた評価基準に則り成績評価、単位認定を行っており、これらの基準を学生便覧及びシラバスに明記している。

成績評価の客観性、厳格性の確保のための取組みとして、シティライフ学部では2017（平成29）年度から一部科目でシラバスに成績評価基準を表組みで明示する試みを開始している。

学位授与を適切に行うための措置としては、子ども生活学部では学位論文審査基準を定め、指導教員全員による審査会において、審査基準に基づき審査を実施し、合否を決定している。なお、両学部とも学則に基づき、卒業要件を修めた者に教授会における審査を経て卒業を認め、学位を授与している。

⑥ 学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価しているか。

両学部の専門性は大きく異なることから、学習成果の把握に向けた取組みについても、それぞれの学部で異なっている。

具体的には、シティライフ学部では、2017（平成29）年度から各教員が担当科目について学位授与方針と到達目標の関係をシラバスに明示し、学位授与方針に対する達成度を測定する取組みを始めている。また、卒業研究発表会においては全員が研究成果を発表し、審査委員会・教授会の審議を経る体制がとられている。

子ども生活学部では、保育等実習科目を担当する全教員が実習先に巡回指導する際に保育現場における学生の実習の様子から学習成果の把握に努めている。また、学部の目的達成のために履修カルテを導入し、保育者としての資質について半年ごとに自己評価して履修を進める体制を採っており、学位授与方針に定めた学習成果の把握に向けた取組みの強化を期待する。

⑦ 教育課程及びその内容、方法の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学部の「教務委員会」で「PDCA報告」を用いて教育課程の内容、方法の適切性について定期的な点検・評価を行い、「自己点検・評価推進部会」、全学の「自己点検・評価委員会」で検証し、次年度の基本方針、施策に反映している。

シティライフ学部では、この点検・評価を受け、卒業研究の必修化を2017（平成29）年度から実施した。また、カリキュラムツリーの修正、カリキュラムマップの作成も行い、2018（平成30）年度にシラバスに明示した。

子ども生活学部では、幼稚園教育要領、保育所保育指針の定期的な改定を教育課程見直しの機会と捉えている。2016（平成28）年度には「学部カリキュラム作業部会」を設置し、教育課程の編成・見直しを図った。2019（平成31）年度の次期改定に向けては「学部教務委員会」を責任部署として作業中である。なお、次

期改訂に先立ち、2017（平成 29）年度は卒業研究、実習評価基準の見直しも実施した。また、「卒業生就職先調査」を実施し、改善への取り組みを行っている。

今後は、内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで学部ごとのよい取組みを全学で共有しながら、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

5 学生の受け入れ

<概評>

学部ごとに学生の受け入れ方針（アドミッション・ポリシー）を定め、求める学生像や必要な知識・能力を示しているが、子ども生活学部においては公表している媒体により方針の表現に不統一がある。

入学者選抜の方法については、センター試験利用入試以外のすべての入学試験において面接又はプレゼンテーションを導入し、学生の受け入れ方針に定められた受験生の意欲・態度や人間性を評価するための選抜を実施している。また、入試業務については学長を最高責任者としながら、各学部の教授会のもとに「入学試験・広報委員会」を設置して行っている。

定員管理については、過去5年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数が大学全体及び両学部で著しく低いため、定員管理を徹底するよう、是正されたい。なお、毎年度、自己点検・評価を行って、学部定員を削減するなど改善に取り組み、2018（平成 30）年においてシティライフ学部では入学定員を満たすなど、改善の傾向にあり、2019（平成 31）年1月には、学長に直結する「全学アドミッションオフィス」を設置する予定があることから、同組織を十全に機能させ、学生の確保につなげることを期待したい。

学生の受け入れの適切性についての点検・評価は「入学試験・広報委員会」等で実施しているが、今後は内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

① 学生の受け入れ方針を定め、公表しているか。

学生の受け入れ方針は、学部ごとに定め、シティライフ学部では「高等教育に備える基礎学力を身につけ、多様化し複雑化する社会や都市の課題に強い関心を持っている学生」をはじめとする4項目からなる方針を、子ども生活学部では「子どもが好きで保育及び幼児教育者に必要とされる基礎学力を身につけている学生」をはじめとする4から5項目（媒体により異なる）の方針を明示し、求める学生像を明らかにしている。

学生の受け入れ方針は、入学案内、入学試験要項及びホームページで公表しているものの、子ども生活学部に関しては上記3媒体それぞれで表現の不統一があ

るため、改善が望まれる。

② 学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公正に実施しているか。

センター試験利用入試以外のすべての入学試験において、面接試験を課している。なお、面接試験をプレゼンテーションに代えることができる制度を導入している。さらに、地域に関心を持つ学生を入学させ育てたいとする学生の受け入れ方針に沿って入試制度を整えており、地域人材の育成を目指す学位授与方針にも合致している。

入学者選抜の運営については、各学部の「入学試験・広報委員会」を中心として行い、学長を最高責任者とする「大学協議会」において両学部長との協議のうえ、学部間の連携・協働がなされている。

今後は、2019（平成 31）年 1 月に設置予定の「全学アドミッションオフィス」を機能させ、学生の受け入れを制度、運営の両面からさらに充実させることが期待される。

③ 適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理しているか。

定員管理については、過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均及び収容定員に対する在籍学生数が大学全体及び各学部で著しく低いため、定員管理を徹底するよう、是正されたい。なお、シティライフ学部では 2014（平成 26）年に入学定員を削減し、入学定員に対する入学者数比率も毎年徐々に改善され、2018（平成 30）年度入試実績では、入学定員を満了した。子ども生活学部においても 2018（平成 30）年度から入学定員を削減し、入学定員に対する入学者数比率は改善の傾向にある。

④ 学生の受け入れの適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

毎年度、「入学試験・広報委員会」による検討結果を「自己点検・評価推進部会」及び「自己点検・評価委員会」で点検・評価している。

入学試験、4 年間の学びと生活、卒業後の就職という 3 項目について明確な情報を提供する入試広報活動を展開し、高等学校訪問やオープンキャンパス、業者主催進学ガイダンス、高大連携授業、短期大学との連携等によって受験生の獲得に努めるとともに、高等学校の進路担当教員等との懇談や高等学校在校生からの要望・意見聴取などにより、受験生の獲得に向けた改善に取り組んでいる。

また、2019（平成 31）年度入学試験に向けて、各学部の「入学試験・広報委員

会」において、2018（平成 30）年度入学試験の現状分析を行い、シティライフ学部では 14 項目の基本方針を策定し「学生募集基本計画（案）」を立てている。子ども生活学部においても 9 項目の基本方針に基づいて、「学生募集基本計画（案）」を策定する必要がある。

なお、今後は内部質保証体制を適切に整備し、定期的な点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 過去 5 年間の入学定員に対する入学者数比率の平均が大学全体で 0.49、シティライフ学部シティライフ学科で 0.59、子ども生活学部子ども生活学科で 0.43 と低い。また、収容定員に対する在籍学生数比率についても、大学全体で 0.47、シティライフ学部シティライフ学科で 0.62、子ども生活学部子ども生活学科で 0.39 と低いため、定員管理を徹底するよう、是正されたい。

6 教員・教員組織

<概評>

大学として求める教員像、教員組織の編制方針及び同方針に基づく各学部の教員配置のあり方を定め、公表している。教員の募集・採用・昇任については、規程を適切に定めている。また、教員の資質向上、教員組織の改善・向上を目指して「FD研修会」「学生による授業改善アンケート」等を実施し、ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）活動に取り組んでいる。今後は、内部質保証体制を適切に整備し、教員組織の適切性について定期的に点検・評価を実施するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで改善・向上に努めることが望まれる。

① 大学の理念・目的に基づき、大学として求める教員像や各学部・研究科等の教員組織の編制に関する方針を明示しているか。

大学の教育理念・目的を理解し、学部の目標を達成するために教育を行うことや、社会的信頼の獲得、研究能力向上のために研鑽を心がけることなどを、求める教員像として定めている。また、上記教員像に基づき、「教育目標を達成するため、カリキュラムポリシーに対応できる教員組織を編成する」等の 5 つの要素を掲げた教員組織の編制方針を定めている。この方針に基づく学部ごとの教員配置のあり方として、例えば子ども生活学部では「保育の内容・方法に関する分野、保育の本質・目的に関する分野、保育の表現方法に関する分野及び保育実習に関する分野にかかる教員を配置する」ことなどを示している。

なお、求める教員像、教員組織の編制方針及び同方針に基づく教員配置のあり方は、ホームページで公表されている。

② 教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を展開するため、適切に教員組織を編制しているか。

教員組織は、両学部とも大学設置基準上必要となる数を上回る専任教員を有し、学部の特性を踏まえて適切に教員を配置している。例えば、シティライフ学部では2017（平成29）年度現在の教員組織では、専門分野別に見ると、経済・経営分野を中心としながら関係する多様な分野の教員を配置しており、シティライフ学という学際的な教育研究内容の特徴を反映した教員組織となっている。また、教職課程については、取得可能な免許中学校教諭一種及び高等学校教諭一種に適合する教員を適正に配置している。

このように適切な教員組織を編制しているが、教員組織の年齢構成は、60歳台にやや偏りが見られるため、計画的に教員組織を編制することが期待される。

なお、各教員には、原則として年間11コマ程度の責任担当授業数を設定している。

③ 教員の募集、採用、昇任等を適切に行っているか。

教員の募集、採用、昇任等の手続は、「宇都宮共和大学教員選考規程」及び「宇都宮共和大学専任教員等の昇進に係る内規」に定めており、公平性は適切に確保されていると判断できる。両学部ともに、採用については原則公募で行い面接・模擬授業等で選考している。

教員の昇任については、昇任申請を受け付け、教授会において選出された4人による「昇任審査委員会」での審査と人事教授会における審議を経ることとしており、適切である。

④ ファカルティ・ディベロップメント（FD）活動を組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上及び教員組織の改善・向上につなげているか。

「宇都宮共和大学FD部会に関する内規」により、「FD部会」を設置し、教員の資質向上に努めている。具体的には、授業改善アンケートを毎年度春学期と秋学期の2回実施している。この結果を参考にして、各教員は年度末に当該年度の自己評価及び来年度の改善点を「学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組」として「自己点検・評価推進部会」へ報告している。この報告書は、毎年度作成し、学内に周知している。また、シティライフ学部では教員の相互授業参観による授業改善を行っており、子ども生活学部ではアンケートに基づく授業改善の取組みを2年ごとに冊子にまとめている。加えて、学内外の講師による「F

D研修会」も実施している。

- ⑤ 教員組織の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教員の配置や教員組織は「教学会議」での議論をもとに、必要に応じて教授会で自己点検・評価を行うこととしており、中・長期計画における教員の配置や組織の適切性についての点検・評価を定期的に行っているとはいいがたい。今後は、定期的に点検・評価を行うとともに、全学的な内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価の結果に基づき内部質保証推進組織のもとで不断の改善・向上に取り組むことが望まれる。

7 学生支援

<概評>

学生支援の方針に基づき、関連する委員会、センター等が連携しつつ、さまざまな学生の支援を行っている。また、規程と体制を整備し、ハラスメントの防止と解決にあたっている。なお、学生支援の適切性についての点検・評価は、各種委員会及び部局が行い、全学的に「自己点検・評価（各委員会P D C A報告）」としてまとめているが、今後は内部質保証体制を適切に整備し、学生に対する実態調査の結果も活用しながら点検・評価を行い、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

- ① 学生が学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう、学生支援に関する大学としての方針を明示しているか。

「全人教育（人間形成の教育）」の教育理念に基づき、学生一人ひとりの個性・能力・特質を十分に把握し、それを最大限伸ばすことを目的とした、「修学支援の方針」「進路支援の方針」「生活支援の方針」「外国人留学生支援の方針」の4方針で構成される学生支援の方針を定め、ホームページで公開するとともに、両学部の「学生便覧」にも記載している。

- ② 学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制は整備されているか。また、学生支援は適切に行われているか。

学生支援については、関連する委員会やセンター等が連携し、さまざまな支援を展開している。なお、留学生や障がいのある学生に対しても、必要な配慮を行うなど適切に支援している。

修学支援においては、大学独自の経済援助制度や返済義務のない各種の奨学金が準備されているが、休学・退学者は経済的な理由を主因としており、在籍学生に対する比率としてはやや高い状況にある。そのため、休学・退学者の理由を適

切に把握し、経済的支援の活用状況を検証して、改善を図るよう、一層の努力が求められる。

生活支援としては、全教員がオフィスアワーを設ける、「こころとからだの相談室」にカウンセラーと保健師を配置するなどの取組みにより、学生の相談に対応している。なお、それぞれのキャンパスに看護師などの常駐職員は配置していないが、近隣の病院との間で学生の健康面の支援に関する連携体制が構築されている。さらに、ハラスメントの防止に対しては、規程を整備し、防止と解決に当たる体制を整えている。

進路支援については、「就職委員会」「キャリア相談室」が中心となり、各種ガイダンスや試験対策講座を行っている。

③ 学生支援の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

学生支援を担当する各種委員会及び部局が「PDCA報告」として点検・評価を行い、その結果を受けて「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」で点検・評価を行っており、その結果を全学的に「自己点検・評価（各委員会PDCA報告）」としてまとめている。今後は、内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき内部質保証推進組織のもとで改善・向上に努めることが望まれる。また、毎年、全学生を対象に「学生生活実態調査」で満足度等の調査をするとともに、卒業時には「学生生活実態調査（卒業生対象）」を実施し、4年間の学生生活の満足度等の調査を行っているが、その集計結果は、この「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」及び「内部質保証会議」の点検・評価項目とは必ずしも関連していないため、点検・評価実施の際に有効に活用することが望まれる。

8 教育研究等環境

<概評>

学生の学修及び自主的な学びや研究活動を支援するとともに、教員の教育力・研究力・社会貢献力を高めるため、「宇都宮共和大学の教育研究等環境の整備に関する方針」を定め、ハードとソフトの両面における教育研究等の環境整備を行っている。3キャンパスを有するため、キャンパス間で連携をとり必要な校地・校舎を確保するとともに、3つの図書館を横断する検索システムの構築や相互の貸し出しなど利便性に配慮している。専任教員には研究費が支給され、研究室も与えられている。また、研究倫理についての規程を定め、研修倫理研修も実施している。なお、教育研究環境の適切性について定期的な点検・評価を実施しているものの、今後は内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、

内部質保証推進組織のもと、改善・向上に努めることが望まれる。

① 学生の学習や教員による教育研究活動に関して、環境や条件を整備するための方針を明示しているか。

2017（平成 29）年度に、教育研究の環境整備を目的として「宇都宮共和大学の教育研究等環境の整備に関する方針」を策定し、「校舎、施設、設備等の整備」「図書館、学術資料の整備」「教育研究支援体制の整備」の3点について方針を定めた。例えば、「校舎、施設、設備等の整備」については、バリアフリーへの対応を図るとともに、キャンパス内での事故や災害等を防止するための措置を徹底し、安全で快適かつ人に優しいキャンパス環境の整備を進めること等が示されている。この方針は、ホームページ上に公開されている。

② 教育研究等環境に関する方針に基づき、必要な校地及び校舎を有し、かつ運動場等の教育研究活動に必要な施設及び設備を整備しているか。

校地及び校舎の面積は、宇都宮シティキャンパス、長坂キャンパス、那須キャンパスで必要な校地・校舎を確保しており、大学設置基準を十分満たしている。なお、那須キャンパスについては、学生の福利厚生や地域連携のための活用を進めている。

施設、設備等の安全及び衛生の確保については、災害に備えた対応やバリアフリーへの対応を含め十分な配慮がなされている。

ネットワーク環境、ICT機器の整備と、活用の促進が図られるとともに、情報システム管理についても定期的な機器の更新、メンテナンスを実施している。また、学生の自主的な学習を促すための環境整備としては、図書館にラーニングコモンズを付設し、学生の自習やディスカッション、実習の準備や議論に利用できるようにしている。さらに、教室等の設備を授業時間以外にも開放している。

③ 図書館、学術情報サービスを提供するための体制を備えているか。また、それらは適切に機能しているか。

「宇都宮共和大学図書館管理規程」に従い、図書、学術雑誌、学術情報の整備を行っており、学部の「研究・図書委員会」が策定する基本方針と施策に基づき運営している。各キャンパスの図書館では、十分な閲覧座席数及び開館時間を設け、さらに、図書館サービスの提供にかかる専門的な知識を有する職員を配置している。

3つのキャンパスの図書館には、十分な質・量の図書資料を整備しており、これらの蔵書を横断的に検索可能なOPACを構築し、学生・教職員の利便性を確保している。また、入学時オリエンテーションに加え、2・3年次にも実習、研

究準備段階での説明、図書館広報活動等を行い、図書館の利用促進を図っている。

そのほか、シティライフ学部では、インターネット上で学術論文を閲覧できるシステムを整えているものの、子ども生活学部では準備中である。

④ 教育研究活動を支援する環境や条件を適切に整備し、教育研究活動の促進を図っているか。

大学の基本理念・将来像を踏まえ、「社会で生起する課題を明らかにし、その解決策を提示できる実践的な学問成果」を上げるという大学の研究に対する基本的な考え方をホームページ掲載の「本学の理念・目的・将来像」の中で明文化している。

専任教員の研究費は、「宇都宮共和大学個人研究費規程」「宇都宮共和大学個人研究費規程の施行に係る内規」に基づき支給しており、外部資金調達のための支援として「宇都宮共和大学特別研究費に関する内規」等の規程を定め、外部資金獲得のインセンティブを高めるとともに、経理事務の側面からの支援を行っている。

専任教員には、個人研究室を整備し、学務や講義のない日を研究日にあてるなど、研究時間の確保にも取り組んでいる。さらに、2016（平成 28）年度には「宇都宮共和大学特別研究制度規程」を策定し、サバティカル制度を創設し、実際に活用されている。また、教員の研究成果発表の場として、毎年紀要を発行している。総じて、教育研究活動に対する整備により教育研究活動の促進を図っている。

⑤ 研究倫理を遵守するための必要な措置を講じ、適切に対応しているか。

研究倫理遵守のために、「宇都宮共和大学研究倫理指針」「宇都宮共和大学コンプライアンス規程」「宇都宮共和大学研究倫理委員会規程」を定め、不正発覚時には「宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項」に従って対応するよう適切に体制を整備している。

研究倫理研修を年 1 回実施し、すべての専任教員の参加を義務づけている。研究倫理に関する学内審査については、各学部の「研究倫理委員会」が担当している。

⑥ 教育研究等環境の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

教育研究環境の適切性の点検・評価は、各学部の「研究・図書委員会」が「P D C A 報告」により定期的実施し、さらに「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」で点検・評価する仕組みとなっている。

なお、改善・向上に向けた取組みとして、2016（平成 28）年度には研究に対す

る時間的保証を与えるためのサバティカル制度の導入、2017（平成 29）年度には中長期的な研究プロジェクト等に対して不足する研究費用を支援する目的で特別研究費の対象と金額拡大に関する検討を行っている。

今後は、内部質保証体制を適切に整備したうえで、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織もとで一層の改善・向上に努めることが望まれる。

9 社会連携・社会貢献

<概評>

学則に「社会貢献、社会連携を大学の使命としている」と明記している。2017（平成 29）年には「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」を策定し、その方針に沿って社会連携・社会貢献活動を進めている。具体的には、シティライフ学部に関してはゼミ・サークルが中心となり宇都宮市の主催する「大学生によるまちづくり提案」に参加し、提案内容が行政施策として実施されている。子ども生活学部では学問特性を生かした地域交流活動を展開している。地域のニーズに対応し、問題解決や地域の活性化につながっており、高く評価できる。

なお、社会連携・社会貢献の適切性についての点検・評価は各センターで実施し、「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」での検証を行っているが、今後は内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき内部質保証推進組織のもとでさらなる発展に向け、改善・向上に向けて取り組むことが望まれる。

① 大学の教育研究成果を適切に社会に還元するための社会連携・社会貢献に関する方針を明示しているか。

学則に定めた大学の目的に基づき、社会貢献、社会連携を大学の大きな使命としている。2017（平成 29）年には「目的と使命」「産官学の連携」「地域活動の拠点」「地域貢献活動への支援」の4項目からなる「宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー」を策定し、地域の発展に貢献することや、教育・研究資源の地域社会への提供及びその活動を大学として支援することを明らかにしている。なお、この方針はホームページで公開している。

② 社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施しているか。また、教育研究成果を適切に社会に還元しているか。

社会連携・社会貢献に関する取組みを学外組織と連携して企画・運営し、大学の公開講座、シンポジウムのほか、栃木県、宇都宮市の進める産官学連携事業に取り組んでいる。

シテライフ学部では、ゼミ・サークルが中心となり、宇都宮市、大学コンソーシアムとちぎ等の主催するまちづくり提案等の研究発表会に参加している。宇都宮市の「大学生によるまちづくり提案」では、近年連続で高い実績を上げており、提案内容は行政施策として実施されるなどの成果につながっている。また、「子育て支援研究センター」と子ども生活学部を中心とした活動では、障がいのある子どもと家族の支援、地域のこども園との交流等、地域のニーズに対応し、かつ、学生の成長に資する活動を展開している。これら社会連携・社会貢献の取組みは、地域の問題解決や活性化に役立っており、地域貢献を掲げた大学の目的に適うものとして評価できる。

③ **社会連携・社会貢献の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。**

社会連携・社会貢献の適切性に関する定期的な点検・評価については、各センターが「PDCA報告」により行い、「自己点検・評価推進部会」「自己点検・評価委員会」での点検・評価につなげている。

こうした全学的な点検・評価に基づく改善・向上に向けた取組みとして、センター間の連携強化のため、「宇都宮共和大学学内共同組織運営会議規程」に基づき、学内の3つのセンターが開催スケジュール調整等について協議し、効率的な運営に努めている。

今後は、内部質保証体制を適切に整備し、点検・評価を継続するとともに、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとでさらなる社会連携・社会貢献活動の充実に向け改善・向上に努めることが望まれる。

<提言>

長所

- 1) 社会連携・社会貢献、地域の産官学連携事業に意欲的に取り組んでおり、シテライフ学部では、ゼミ・サークルが中心となり、宇都宮市等が主催する「まちづくり提案」等の研究発表会に参加し、地域活性化に向けた提案が採用され行政施策として展開されている。また、子ども生活学部では障がいのある子どもと家族の支援、地域のこども園との交流等を通じて地域のニーズに応じた子育て支援が行われている。このように両学部とも、学生の専門性を生かした活動が、地域の問題解決や活性化に貢献しており、地域貢献を掲げた大学の目的に合った取組みとして評価できる。

10 大学運営・財務

(1) 大学運営

<概評>

大学運営に関する方針は、中期目標及び中期計画の中で定めているが、より具体的な内容とすることが望まれる。大学運営に関する諸規程は整備されているものの、組織体制について各学部を設置している事務組織を含め実態との齟齬が数多くみられることから是正されたい。予算編成については最終的に学園全体で決定され事務局長のもと執行されている。今後は、内部質保証体制を適切に整備し、大学運営の適切性について、より重点を置いて点検・評価を実施し、その結果に基づき、内部質保証推進組織のもとで諸問題を解決しつつ、大学運営の改善・向上に努めることが望まれる。

① 大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を明示しているか。

「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画」を策定し、大学運営に関する方針については「大学運営・財務に関する目標と計画」において中期計画の達成度の年次評価を実施すること等を示しているものの、中・長期の計画等を実現するために必要な方針を示す観点から、より具体的な内容とすることが望まれる。なお、同方針についてはホームページに公開している。

② 方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示しているか。また、それに基づいた適切な大学運営を行っているか。

学長、副学長、学部長、図書館長、各センター長の職制を置き、それぞれの職務を規程上明確にしており、教授会についても学則上に明確に規定している。なお、各種委員会に係る規程については、整備されてはいるものの、「全学委員会」と「学部ごとの委員会」とが明確にされていない。また、各種組織図が規程や学則と整合していないほか、一部の規程においては一方のキャンパスのことが規定されていないなど、規程と実態に齟齬が生じている点が数多くあり、早急に是正されたい。

③ 予算編成及び予算執行を適切に行っているか。

「学校法人須賀学園経理規程」に基づき、「宇都宮共和大学経理規程」を制定し、予算に関する基本的事項を明確に定めている。予算編成に際しては、事務局が学長の承認のもと大学予算をまとめ、法人事務局で学園全体としてとりまとめうえで、理事長、評議員会、理事会を経て決定している。

予算の執行については、経理責任者の事務局長が実施し、法人事務長を通じて理事長へ報告している。

- ④ 法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な事務組織を設けているか。また、その事務組織は適切に機能しているか。

キャンパスごとに事務局長を置き、事務局に総務課、学務課を設置している。なお、事務局に図書館事務室を置くことを規程において定めている一方で、実態としては、図書係を総務課のもとに置いている。また、各センター規程において定めている事務職員がセンターに配置されていないことをはじめ、事務組織の実態は規程に基づいているとはいいがたいため、規程と実態との齟齬を解消するよう、早急に是正されたい。

- ⑤ 大学運営を適切かつ効果的に行うために、事務職員及び教員の意欲及び資質の向上を図るための方策を講じているか。

スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）については、「宇都宮共和大学SD部会に関する内規」に基づき、研修会の開催等を行っている。ただし、事務職員の資質向上に向けた取組みの中心は、事務職員が研修会や外部機関等が主催するセミナーに参加することであるため、事務業務の効率化や一層の資質向上を図るべく、さらなるSD活動の充実が期待される。また、大学運営を中心的に担う教員や学長等の大学執行部についても、大学運営に係る知見獲得に向けて、大学運営に関するSDを実施することが望まれる。

- ⑥ 大学運営の適切性について定期的に点検・評価を行っているか。また、その結果をもとに改善・向上に向けた取り組みを行っているか。

監査は、公認会計士、会計士補により法人監事を含めて年間6回行われている。また、監査人による監査は適切に行われている。

年2回開催される「自己点検・評価委員会」において、大学運営・管理等についても点検・評価を行っているとのことであるが、今後は、内部質保証体制を適切に整備したうえで、大学運営・管理等を一層明確に点検・評価対象として位置づけ、規程と実態との齟齬の有無、大学運営組織及び事務組織の望ましい在り方を含め、大学運営・管理が適切に機能しているかについて点検・評価し、その結果に基づき内部質保証推進組織のもとで改善・向上に取り組むことが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 各種委員会に係る規程は整備されてはいるものの、「全学委員会」と「学部ごとの委員会」とが規定上明確にされておらず、各種組織図は規程や学則と整合していない。また、一部の規程には一方のキャンパスのことが規定されていないほか、各センターでは規程で定めている事務職員を実際には配置しておらず、

規程においては事務局に図書館事務室を置くことを定めている一方で、実態としては図書係を総務課のもとに置いている点など、規程と実際の運用の間に齟齬が数多く生じているため、早急に是正されたい。

(2) 財務

<概評>

中期計画として「宇都宮共和大学中期財務計画」を示しているが、「帰属収支差額のマイナスを脱却」するという当面の目標を達成する見通しとなっていない。財務状況については、法人全体としては概ね良好であるが、大学部門においては財務基盤を確立しているとはいえないため、適切な中・長期の財政計画を策定し、大学部門の収支改善を図るとともに、大学としての財務基盤を確立することが求められる。

① 教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定しているか。

「宇都宮共和大学中期目標及び中期計画」において、2018（平成 30）年度から 2022（平成 34）年度までの「宇都宮共和大学中期財務計画」を示しているが、年度ごとの事業活動収入、事業活動支出、差引収支の数値のみであり、収支改善に向けた課題や方策が明確になっていない。なお、当面の目標として、「帰属収支差額のマイナスを脱却」することを点検・評価報告書に記載しているが、中期財務計画では、退職金や減価償却額を除いたうえで最終年度における差引収支は支出超過となっている。今後は、収支改善に向けて、具体的な数値目標を明示した中・長期の財政計画を策定するとともに、改善方策についても取組みを明確にすることが求められる。

② 教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財務基盤を確立しているか。

法人全体の財務関係比率は、「文他複数学部を設置する私立大学」の平均と比べ概ね良好であるが、これは主に他の部門の潤沢な収支差額によるものである。大学部門は、学生生徒等納付金が安定して確保できていないことから、事業活動収支差額（帰属収支差額）のマイナスが事業活動収入（帰属収入）を大きく上回る状態が恒常化しており、部門間の均衡を著しく欠いている。『点検・評価報告書』では、教職員数の充実を課題としていることを踏まえて、法人・大学間の合意・理解のもと、大学部門の収支改善を図り、大学としての財務基盤を確立するよう是正されたい。

外部資金については、科学研究費補助金等の獲得状況に対して貴大学として十分ではないと認識しており、外部資金の獲得の拡大を中期目標に掲げているため、今後は積極的に取り組むことが望まれる。

<提言>

是正勧告

- 1) 大学部門の財務状況は、事業活動収支差額（帰属収支差額）のマイナス額が事業活動収入（帰属収入）を大きく上回る状態が恒常化している。さらに、「宇都宮共和大学中期財務計画」では、最終年度において差引収支は支出超過となる見通しとなっているにもかかわらず、改善に向けた具体的な目標値が示されていないため、具体的な数値目標を示した中・長期の財政計画を策定し、大学部門の収支改善を図り、大学としての財務基盤を確立するよう是正されたい。

以 上

宇都宮共和大学提出資料一覧

点検・評価報告書
評価一覧表
大学基礎データ
基礎要件確認シート

その他の根拠資料			
	資料の名称	資料番号	
1 理念・目的	須賀学園及び宇都宮共和大学の教育理念 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-1policy.pdf	1-1	
	宇都宮共和大学学則 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5rule.pdf	1-2	
	宇都宮共和大学の目的に関する内規 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-5endoscopic.pdf	1-3	
	宇都宮共和大学入学案内2018	1-4	
	2017年度シティライフ学部学生便覧	1-5	
	2017年度子ども生活学部学生便覧	1-6	
	宇都宮共和大学中期目標及び中期計画（2022年度まで） http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1tyukimokuhyo.pdf	1-7	
	2017年度シティライフ学部シラバス http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_city2017.pdf	1-8	
	2017年度子ども生活学部シラバス（学修の手引き） http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-3syllabus_child2017.pdf	1-9	
	キャンパス・ハラスメント防止・相談の手引き	1-10	
	学校法人須賀学園寄附行為	1-11	
	2 内部質保証	宇都宮共和大学内部質保証のための全学的な方針及び手続 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/6naibu-shitsuohoso.pdf	2-1
		宇都宮共和大学内部質保証会議規程	2-2
		宇都宮共和大学自己点検・評価委員会規程	2-3
宇都宮共和大学自己点検・評価推進部会に関する要項		2-4	
宇都宮共和大学協議会規程		2-5	
2017年度自己点検・評価委員会及び内部質保証会議議事録		2-6	
2014宇都宮共和大学に対する再評価結果		2-7	
大学運営に係る有識者会議		2-8	
宇都宮共和大学子ども生活学部【認可】設置に係る改善意見等対応状況報告書（2016年度） http://www.kyowa-u.ac.jp/childhood/pdf/report28.pdf		2-9	
宇都宮共和大学情報公開規程 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/regulation.pdf		2-10	
本学ホームページ「情報公開」 http://www.kyowa-u.ac.jp/disclosure/index.html		2-11	
2017年度の自己点検・評価（シティライフ学部各委員会）		2-12	
2017年度の自己点検・評価（子ども生活学部各委員会）		2-13	
3 教育研究組織	宇都宮共和大学都市経済研究センター規程	3-1	
	宇都宮共和大学子育て支援研究センター規程	3-2	
	宇都宮共和大学国際交流センター規程	3-3	
	2017年度とちぎグローバル人材育成プログラム共通科目（本学教員の授業科目は6科目：No.12、No.13、No.17、No.19、No.22、No.30）	3-4	
	宇都宮共和大学学内共同組織運営会議規程	3-5	
4 教育課程・学習成果	シティライフ学部カリキュラムマップ	4-1	
	子ども生活学部カリキュラムマップ	4-2	
	まちなかゼミ運営方針（シティライフ学部）	4-3	
	宇都宮共和大学シティライフ学部履修規程	4-4	
	宇都宮共和大学子ども生活学部履修規程	4-5	
	ゼミガイドブック（シティライフ学部）	4-6	
	コース修了認定制度概要（シティライフ学部）	4-7	
	2017年度学生による授業改善アンケート結果（シティライフ学部）	4-8	
	2017年度学生による授業改善アンケートに基づく教員の取組（シティライフ学部）	4-9	

	シラバスの内容と実施の評価シート (子ども生活学部) 多様なアクティブラーニングを取り入れた授業の工夫と記録 (子ども生活学部) 時間割 (子ども生活学部) 履修の手引き (シティライフ学部) 新学期教務ガイダンス資料(子ども生活学部) 学位論文審査基準 (子ども生活学部) 卒業研究資料 (子ども生活学部) 子ども生活学部履修カルテ 卒業研究概要 (シティライフ学部) 保育士養成協議会学生研究発表会資料 (子ども生活学部) 宇都宮共和大学学生生活実態調査 (卒業生編) 2017年度教育実習・保育実習巡回分担表 (子ども生活学部) 2017年度卒業生就職先調査 (子ども生活学部) 2017年度FD活動報告書 (子ども生活学部) 2017年度子ども生活学部保育実習協議会議事録	4-10 4-11 4-12 4-13 4-14 4-15 4-16 4-17 4-18 4-19 4-20 4-21 4-22 4-23 4-24
5 学生の受け入れ	2018年度宇都宮共和大学シティライフ学部・子ども生活学部入学試験要項 2018年度宇都宮共和大学シティライフ学部外国人留学生入学試験要項 宇都宮共和大学入学試験・広報委員会規程 両学部面接票 入学定員変更に伴う学則変更にかかわる申請書類一式 学園合同入試説明会出席校一覧 (2016年度～2018年度入試) 2017年度高校生対象出張講座プログラム 宇都宮共和大学・宇都宮短期大学 2017年度高大連携授業一覧 (シティライフ学部) 2017年度夏の高大連携講座チラシ (子ども生活学部) 2017年度春の大学体験講座チラシ 外部説明会実績一覧 学生募集に関するデータ 入試広報委員会作成の当年度課題と方針 (教授会資料)	5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7 5-8 5-9 5-10 5-11 5-12 5-13
6 教員・教員組織	宇都宮共和大学が求める教員像及び教員組織の編成方針 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-1teachers_image.pdf 宇都宮共和大学教員選考規程 宇都宮共和大学専任教員等の昇進に係る内規 宇都宮共和大学FD部会に関する内規 相互授業参観報告集 (シティライフ学部) シティライフ学部におけるFD活動	6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6
7 学生支援	学生支援の方針について http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/2-5support_plan.pdf 就職資格講座ガイドブック2017 就職・進学ガイドブック ボランティア参加者数一覧 宇都宮共和大学奨学金受給状況 「保育士修学資金等貸付事業」資料 2017年度知識力奨学金給付状況 2017年度こころとからだの相談室利用実績・報告 学生対象キャンパス・ハラスメント防止啓発講習会アンケート結果 (シティライフ学部) 教職員対象キャンパス・ハラスメント防止啓発研修会アンケート結果 とちぎ消費者カレッジ事業報告書(シティライフ学部) 生活安全講話実施報告 (子ども生活学部) 合宿交流研修アンケート結果 (学生・教職員)	7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13
8 教育研究等環境	宇都宮共和大学の教育研究等環境の整備に関する方針 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/1-3environment.pdf 情報システム保守スケジュール 宇都宮共和大学 (宇都宮シティキャンパス・那須キャンパス) 体育施設及び講義室等使用要項 宇都宮共和大学 (長坂キャンパス) 体育施設及び講義室等使用要項 宇都宮共和大学個人情報保護規程 宇都宮共和大学情報セキュリティ・ポリシー 宇都宮共和大学情報システムガイドライン 2017年度情報セキュリティFD・SD研修会アンケート集計結果 (シティライフ学部)	8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8

	宇都宮共和大学図書館図書管理規程	8-9
	宇都宮共和大学個人研究費規程	8-10
	宇都宮共和大学個人研究費規程の施行に係る内規	8-11
	宇都宮共和大学特別研究費に関する内規	8-12
	宇都宮共和大学科研費補助金取扱要項	8-13
	宇都宮共和大学公的研究費管理要項	8-14
	宇都宮共和大学特別研究制度規程	8-15
	『宇都宮共和大学シティライフ学論叢』 (ISSN: 1881-4646)	8-16
	http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/ronso.html	
	『宇都宮共和大学都市経済研究年報』 (ISSN: 1881-7459)	8-17
	http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/rcenter.html	
	『保育・教育・福祉研究』 (ISSN: 2187-1477)	8-18
	http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/education.html	
	『研究センター年報』 (ISSN: 2186-5752)	8-19
	http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/scenter.html	
	宇都宮共和大学研究倫理指針	8-20
	宇都宮共和大学コンプライアンス規程	8-21
	宇都宮共和大学研究倫理委員会規程	8-22
	宇都宮共和大学における研究活動の不正への対応に関する要項	8-23
	研究倫理研修テーマ一覧 (両学部)	8-24
	2017年度図書館利用状況	8-25
9 社会連携・ 社会貢献	宇都宮共和大学の地域社会連携・地域貢献ポリシー http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3regional_contribution_policy.pdf	9-1
	都市経済研究センターの目的および事業 http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/rcenter.html	9-2
	子育て支援研究センターの目的および事業 http://www.kyowa-u.ac.jp/laboratory/scenter.html	9-3
	2017年度連携事業実績一覧 (宇都宮共和大学) (宇都宮市作成)	9-4
	宇都宮市創造都市研究センターの概要	9-5
	2017年度宇都宮共和大学公開講座・シンポジウム等実施一覧 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy.pdf	9-6
	親子遊びの会実施記録	9-7
	Tiny活動実施記録	9-8
	リカレント教育実施記録	9-9
	自然遊びの会 (バーベナ)	9-10
	子どもと作る森・フェアリープロジェクト記録	9-11
	2016・2017年度専任教員の社会貢献活動一覧 (シティライフ学部) http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy_city.pdf	9-12
	2016・2017年度専任教員の社会貢献活動一覧 (子ども生活学部) http://www.kyowa-u.ac.jp/common/disclosure/3philanthropy_child.pdf	9-13
	第8回まちなかクールシェア・コンサートのチラシ	9-14
	まちなか 宇都宮共和大学 http://www.kyowa-u.ac.jp/common/sysfile/articles/ID00000362binary1.pdf	9-15
	クリスマス・コンサートのチラシ	9-16
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	学校法人須賀学園規程集	10-1
	宇都宮共和大学規程集	10-2
	教授会規程	10-3
	法人の理事会名簿	10-4
	宇都宮共和大学学長選考規程	10-5
	宇都宮共和大学副学長選任規程	10-6
	宇都宮共和大学シティライフ学部長選考規程	10-7
	宇都宮共和大学図書館長選考規程	10-8
	宇都宮共和大学教務委員会規程	10-9
	宇都宮共和大学学生委員会規程	10-10
	宇都宮共和大学就職委員会規程	10-11
	宇都宮共和大学研究・図書委員会規程	10-12
	宇都宮共和大学キャンパス・ハラスメント防止・啓発委員会に関する規程	10-13
	宇都宮共和大学教職課程運営委員会規程	10-14
	法人の組織図	10-15
	宇都宮共和大学の教員組織図と事務組織図	10-16
	学園危機管理マニュアル	10-17
	宇都宮共和大学組織規程	10-18

	宇都宮共和大学事務組織規程 宇都宮共和大学公印取扱規程 宇都宮共和大学文書取扱規程 宇都宮共和大学出張旅費規程 事務職員研修会・セミナー等参加実績一覧表（2016年・2017年） 宇都宮共和大学自己点検・評価実績計画 監査人による監査報告書	10-19 10-20 10-21 10-22 10-23 10-24 10-25
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	学校法人須賀学園経営判断指標判定表 計算書類（平成24年度～平成29年度） 独立監査人の監査報告書（平成24年度～平成29年度） 監査報告書（平成24年度～平成29年度）	10-26

宇都宮共和大学提出・閲覧用準備資料一覧（実地調査）

	資料の名称	ウェブ	資料番号
2 内部質保証	2018年度内部質保証会議議事録及び会議資料 2018年度自己点検・評価中間報告（シティライフ学部各委員会） 2018年度自己点検・評価中間報告（子ども生活学部） クリエイティブシティ・フォーラム（ポスター） 高校生を対象とした将来のUターン就職促進事業の実施について（宇都宮市ホームページ） 2017年度及び2018年度自己点検・評価推進部会議事録（シティライフ学部） 2017年度及び2018年度自己点検・評価推進部会議資料（シティライフ学部） 2017年度自己点検推進部会議事録及び会議資料（子ども生活学部） 2018年度自己点検推進部会議事録及び会議資料（子ども生活学部） 2017年度自己点検・評価委員会会議資料 2018年度自己点検・評価委員会会議事録及び会議資料 2017年度内部質保証会議議事録及び会議資料 改善策を検討した際の会議体の議事録及び会議資料（カリキュラム関係） 改善策を検討した際の会議体の議事録及び会議資料（入試広報関係）	○	2-1 2-2 2-3 2-4 2-5 2-6 2-7 2-8 2-9 2-10 2-11 2-12 2-13 2-14
3 教育研究組織	都市経済研究センター運営委員会議事録 国際交流センター議事録 子育て支援研究センター運営委員会議事録 シティライフ学部教員別開講科目一覧 市民大学講座チラシ 2017年度宇都宮共和大学学内共同組織運営会議議事録		3-1 3-2 3-3 3-4 3-5 3-6
4 教育課程・学習成果	2018年度シティライフ学部シラバス（本学ホームページ） コース修了認定制度認定状況（シティライフ学部） 2018年度学生便覧（シティライフ学部） 2018年度時間割（シティライフ学部） 学生生活実態調査（卒業生編）（シティライフ学部） 学生生活実態調査（子ども生活学部）	○	4-1 4-2 4-3 4-4 4-5 4-6
5 学生の受け入れ	高校訪問支援システム連絡文書 10月6日（土）AO入試面接票 平成30年度入試広報委員会の業務計画（別紙） 平成30年度学生募集全体会議議事録（両学部） 平成31年度宇都宮共和大学入試区分・入試日程・奨学金制度一覧 地域創生奨学金制度説明フライヤー（抜粋） 入学者定員充足率向上に向けた改善策と今後の見通し		5-1 5-2 5-3 5-4 5-5 5-6 5-7
6 教員・教員組織	シティライフ学部教員別開講科目一覧（過去3年分） 子ども生活学部教員コマ割（過去3年分） 平成30年度宇都宮共和大学子ども生活学部専任教員採用・昇格日程案 2018年度子ども生活学部専任教員昇格審査委員会報告 2018年度新任公募専任教員選考委員会結果 教員採用にかかる選考委員会の設置について 専任教員の選考に関する審査報告書（シティライフ学部）		6-1 6-2 6-3 6-4 6-5 6-6 6-7
7 学生支援	平成30年度シティライフ学部学生便覧 平成30年度子ども生活学部学生便覧 入学式保護者配布後援会資料 平成29年度後援会定期総会資料（宇都宮シティキャンパス） 平成29年度後援会（長坂キャンパス） 平成29年度個別懇談会実施要領 保護者を対象としたキャリア講座資料 2017年度基礎ゼミスケジュール 平成29年度春学期オフィスアワーについて（シティライフ学部） 平成29年度秋学期オフィスアワーについて（シティライフ学部） 平成30年度春学期オフィスアワーについて（シティライフ学部） 平成30年度秋学期オフィスアワーについて（シティライフ学部） 平成29年度オフィスアワーについて（子ども生活学部） 平成30年度オフィスアワーについて（子ども生活学部） 相談日程（平成29年度春学期）		7-1 7-2 7-3 7-4 7-5 7-6 7-7 7-8 7-9 7-10 7-11 7-12 7-13 7-14 7-15

	<p>相談日程（平成29年度秋学期） 相談日程（平成30年度春学期） 相談日程（平成30年度秋学期） 2016年度講習会開催案内 2017年度講習会開催案内 2017年度ハローワーク相談報告書 2018年度ハローワーク相談報告書 2017年7月学生委員会議事録（H29インターンシップ企業訪問） 2018年度インターンシップ企業訪問 2017年度外部研修・セミナー等参加実績 平成27年度学生生活実態調査（シティライフ学部） 平成28年度学生生活実態調査（シティライフ学部） 平成29年度学生生活実態調査（シティライフ学部） 平成27年度学生生活実態調査（子ども生活学部） 平成28年度学生生活実態調査（子ども生活学部） 平成29年度学生生活実態調査（子ども生活学部） 2018年度自己点検・評価中間報告（シティライフ学部各委員会） 2018年度自己点検・評価中間報告（子ども生活学部各委員会）</p>		<p>7-16 7-17 7-18 7-19 7-20 7-21 7-22 7-23 7-24 7-25 7-26 7-27 7-28 7-29 7-30 7-31 7-32 7-33</p>
8 教育研究等 環境	<p>ホテル立地構想計画 なしお博ちらし 分野別・キャンパス別 蔵書数一覧 OPACによる検索方法（全人教育講座用） 全人教育講座レジュメ（学生配布用） 図書館の主なサービス・利用方法（全人教育講座） ポイントカードの取り扱いについて（H28.4.1現在） かわら版55号 かわら版58号</p>		<p>8-1 8-2 8-3 8-4 8-5 8-6 8-7 8-8 8-9</p>
9 社会連携・ 社会貢献	<p>2017年度子育て支援研究センター運営委員会議事録及び会議資料 大学生によるまちづくり提案に関する検討・取組状況（宇都宮市ホームページ） 新たなにぎわいを オリオン通りでオープンカフェを実施（宇都宮市ホームページ） 親子の自然体験のための環境教育プログラムの試行（宇都宮市ホームページ） 宇都宮市環境政策課平成30年度環境出前講座（宇都宮市ホームページ） 自然遊びの会バーベナ 2017年度 都市経済研究センター 活動方針と施策 2018年度前半期PDCA子育て支援研究センター運営委員会（全体、公開講座） 2018年度都市経済研究センターの活動方針と施策（中間報告）</p>	<p>○ ○ ○ ○ ○</p>	<p>9-1 9-2 9-3 9-4 9-5 9-6 9-7 9-8 9-9</p>
10 大学運営・ 財務 (1) 大学運営	<p>2016年6月及び2017年6月の自己点検・評価委員会議事録 宇都宮共和大学事務組織表 宇都宮共和大学事務局SD研修・報告会</p>		<p>10-1 10-2 10-3</p>
10 大学運営・ 財務 (2) 財務	<p>附属高校大学説明会</p>		<p>10-4</p>
その他	<p>シティライフ学部教育課程編成の基本的な考え方（カリキュラムポリシー） （ホームページアップロード版） 子ども生活学部教育課程編成の基本的な考え方（カリキュラムポリシー） （ホームページアップロード版） 宇都宮共和大学が求める教員像及び教員組織の編制方針 （ホームページアップロード版） 教職課程学生 年度別履修単位数一覧 2018年10月29日（月）教学会議議事録（シティライフ学部） 2018年10月26日（金）教学会議議事録（子ども生活学部） 【宇都宮シティキャンパス】看護師派遣契約書</p>		/